

「こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業の国庫補助について」新旧対照表

令和8年度（熊本地震追加）	令和8年度
こ成環第207号 令和7年5月19日 【一部改正】こ成環第355号 令和8年6月5日 <u>【一部改正】こ成環第437号</u> <u>令和8年8月27日</u> 各 都道府県知事 殿 こども家庭庁長官 (公印省略) こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費の国庫補助について 標記の国庫補助金の交付については、別紙「こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費国庫補助金交付要綱」により行うこととされ、令和7年4月1日から適用することとされたので、通知する。 なお、都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）に対する周知につき配慮願いたい。	こ成環第207号 令和7年5月19日 【一部改正】こ成環第355号 令和8年6月5日 各 都道府県知事 殿 こども家庭庁長官 (公印省略) こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費の国庫補助について 標記の国庫補助金の交付については、別紙「こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費国庫補助金交付要綱」により行うこととされ、令和7年4月1日から適用することとされたので、通知する。 なお、都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）に対する周知につき配慮願いたい。

別紙

こどもの居場所づくりコーディネーター配置等
支援事業費国庫補助金交付要綱

(通則)

1 (略)

(交付の目的)

2 地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、地域の中でこどもが育つことが困難になっており、また、児童虐待の相談対応件数や不登校、自殺者数の増加等、こどもを取り巻く環境の厳しさが増し、価値観も多様化する中、全てのこどもが安全で安心して過ごせる多様な居場所づくりを推進していく必要がある。

本事業は、令和5年12月に閣議決定された「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づき、こどもの居場所づくりを支援するコーディネーターの配置並びに居場所の立ち上げに対する支援をすることで、こどもの居場所づくりを推進することにより、こどもの居場所に対して効果的な支援方策を明らかにすることを目的とする。

また、令和8年熊本地震の発災を受け、被災したこどもの心の負担軽減や回復等に資する環境の整備を目的として、被災したこどもの居場所づくり支援を実施する。

(交付の対象)

3 この補助金は、「こどもの居場所づくりコーディネーター配

別紙

こどもの居場所づくりコーディネーター配置等
支援事業費国庫補助金交付要綱

(通則)

1 (略)

(交付の目的)

2 地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、地域の中でこどもが育つことが困難になっており、また、児童虐待の相談対応件数や不登校、自殺者数の増加等、こどもを取り巻く環境の厳しさが増し、価値観も多様化する中、全てのこどもが安全で安心して過ごせる多様な居場所づくりを推進していく必要がある。

本事業は、令和5年12月に閣議決定された「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づき、こどもの居場所づくりを支援するコーディネーターの配置並びに居場所の立ち上げに対する支援をすることで、こどもの居場所づくりを推進することにより、こどもの居場所に対して効果的な支援方策を明らかにすることを目的とする。

(交付の対象)

3 この補助金は、「こどもの居場所づくりコーディネーター配

置等支援事業実施要綱」（「こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業の実施について」（令和7年5月19日こ成環第201号こども家庭庁成育局長通知）の別紙。以下「実施要綱」という。）に基づき、都道府県及び市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）（以下、「都道府県等」という。）が行う事業に必要な経費を交付の対象とする。

令和8年熊本地震による被災したこどもの居場所づくり支援については、実施要綱に基づき、都道府県等の他、社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人及びその他の法人であって、以下の各号にあたる要件を満たす法人（以下「社会福祉法人・NPO法人等」）が行う事業を交付の対象とする。

- （1） 実施主体は、事業の申請を行うに際して、実際に事業を行う事業担当者と本事業の経理担当者を明確に定めておくこと
- （2） 本事業に従事する者又は従事していた者は、個人情報の管理を徹底すると共に、正当な理由がなく事業の実施により知り得た秘密を漏らしてはならないこと
- （3） 事業が完了した場合には、自ら事業結果の概要を作成し、当該実施主体のホームページへの掲載等の方法により公表するよう努めること
- （4） 事業の性質に応じ適切な安全管理を確保するための運営体制を整えていること

（交付額の算定方法）

4 この補助金の交付額は、次の表の第2欄に定める区分ごと

置等支援事業実施要綱」（「こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業の実施について」（令和8年6月5日こ成環第354号こども家庭庁成育局長通知）の別紙。以下「実施要綱」という。）に基づき、都道府県及び市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）（以下、「都道府県等」という。）が行う事業に必要な経費を交付の対象とする。

（交付額の算定方法）

4 この補助金の交付額は、次の表の第2欄に定める区分ごと

に、第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

前述により選定した額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1 事業	2 区分	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
こどもの居場所づくりコーディネーター配置等事業	こどもの居場所づくりコーディネーターの配置	1 市町村あたり ・コーディネーター3 人以上の場合 17,580 千円 ・コーディネーター2 人の場合 11,846 千円 ・コーディネーター1 人の場合 6,111 千円	こどもの居場所づくりコーディネーター配置支援に必要な報酬、給料及び職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、広告	1/2

に、第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

前述により選定した額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1 事業	2 区分	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
こどもの居場所づくりコーディネーター配置等事業	こどもの居場所づくりコーディネーターの配置	1 市町村あたり ・コーディネーター3 人以上の場合 17,580 千円 ・コーディネーター2 人の場合 11,846 千円 ・コーディネーター1 人の場合 6,111 千円	こどもの居場所づくりコーディネーター配置支援に必要な報酬、給料及び職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、広告	1/2

				料、手数料、 筆耕翻訳料、 保険料)、委 託料、使用料 及び賃借料、 備品購入費、 負担金、補助 及び交付金	
	こども の居場 所立ち 上げ支 援	1 市町村あたり 50 千円×開設カ所数 ※新たに居場所を開設 し、こどもの居場所づ くりコーディネーター と連携する場合に限 る。	新たに居場 所を開設す る団体への 負担金、補助 及び交付金	1/2	
	被災し たこど もの居 場所づ くり支 援	こども家庭庁長官が必要 と認めた額(1 箇所あた り 5,000 千円上限) ※1 団体あたり原則とし て3 箇所を上限とする が、熊本県ないしは管区 自治体と連携して幅広く こどもの受け入れを実施 する場合はこの限りでは ない。	事業の実施 に必要な報 酬、給料及び 職員手当等、 共済費、報償 費、旅費、需 用費(消耗品 費、燃料費、 食糧費、印刷 製本費、光熱 水費、修繕 料)、役務費	10/10	

				料、手数料、 筆耕翻訳料、 保険料)、委 託料、使用料 及び賃借料、 備品購入費、 負担金、補助 及び交付金	
	こども の居場 所立ち 上げ支 援	1 市町村あたり 50 千円×開設カ所数 ※新たに居場所を開設 し、こどもの居場所づ くりコーディネーター と連携する場合に限 る。	新たに居場 所を開設す る団体への 負担金、補助 及び交付金	1/2	

			(通信運搬費、広告料、手数料、筆耕翻訳料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金	
(注) こどもの居場所づくりコーディネーターは、実施要綱に定める必須業務を全て担う者を1人として数える。 (注) 地方自治体職員に支払う給料及び職員手当等について、会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る。 (注) 事業に係る食糧費について、会議及び説明会等における講師や委員の茶菓及び昼食に要する経費に限る。 ただし、被災したこどもの居場所づくり支援についてはこの限りではない。 (補助金の概算払) 5 (略) (交付の条件) 6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。 <u>(1) 都道府県等が行う場合</u>				
(注) こどもの居場所づくりコーディネーターは、実施要綱に定める必須業務を全て担う者を1人として数える。 (注) 地方自治体職員に支払う給料及び職員手当等について、会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る。 (注) 事業に係る食糧費について、会議及び説明会等における講師や委員の茶菓及び昼食に要する経費に限る。 (補助金の概算払) 5 (略) (交付の条件) 6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。				

ア 都道府県等において、4の表第2欄に定める区分ごとの事業に要する配分について、事業間での配分の変更は認めない。

イ 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。

ウ 事業を中止し、又は廃止する場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。

エ 事業が予定の範囲内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかにこども家庭庁長官に報告してその指示を受けなければならない。

オ 事業の遂行及び支出状況についてこども家庭庁長官の要求があったときは、速やかにその状況を報告しなければならない。

カ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 項の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、こども家庭庁長官の承認を受けないで、この補助金の目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

キ こども家庭庁長官の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

ク 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

ア 都道府県等において、4の表第2欄に定める区分ごとの事業に要する配分について、事業間での配分の変更は認めない。

イ 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。

ウ 事業を中止し、又は廃止する場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。

エ 事業が予定の範囲内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかにこども家庭庁長官に報告してその指示を受けなければならない。

オ 事業の遂行及び支出状況についてこども家庭庁長官の要求があったときは、速やかにその状況を報告しなければならない。

カ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 項の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、こども家庭庁長官の承認を受けないで、この補助金の目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

キ こども家庭庁長官の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

ク 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

ケ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は様式 10 により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月 30 日までにこども家庭庁長官に報告しなければならない。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

コ 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした様式 1 による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合には、前記の期間を経過後、当該財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 項の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（2）社会福祉法人・NPO 法人等が行う場合

ア（1）に掲げる条件（コを除く。）を適用する。ただし、カの規定中「50 万円」とあるのは、「30 万円」と読み替えるものとする。

ケ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は様式 10 により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月 30 日までにこども家庭庁長官に報告しなければならない。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

コ 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした様式 1 による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合には、前記の期間を経過後、当該財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 項の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

イ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しなければならない。

（申請手続）

7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。ただし、被災したこどもの居場所づくり支援の場合は、（3）に定めるところにより行うものとする。

（1）市町村が行う場合

（略）

（2）都道府県が行う場合

（略）

（3）被災したこどもの居場所づくり支援の場合

① 熊本県が申請を行う場合

熊本県知事は、様式2による申請書に関係書類を添えて、こども家庭庁が別に定める日までにこども家庭庁長官に提出するものとする。

② 市町村、社会福祉法人・NPO法人等が申請を行う場合

（申請手続）

7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

（1）市町村が行う場合

（略）

（2）都道府県が行う場合

（略）

ア 市町村長、社会福祉法人・NPO 法人等の長は、様式 2 による申請書に関係書類を添えて、熊本県知事が別に定める日までに熊本県知事に提出するものとする。

ただし、事前に熊本県に対し事業内容及び実施場所等について協議するものとする。

イ 熊本県知事は、市町村長、社会福祉法人・NPO 法人等からアの申請書の提出があった場合には、これを取りまとめの上子ども家庭庁が別に定める日までに子ども家庭庁長官に提出するものとする。

(変更申請手続)

8 (略)

(標準処理期間)

9 (略)

(交付決定の通知)

10(1) 市町村に対して行う場合
(略)

(2) 都道府県に対して場合
(略)

(3) 社会福祉法人・NPO 法人等に対して行う場合

熊本県知事は、社会福祉法人・NPO 法人等に係る補助金について、子ども家庭庁長官から交付決定の通知依頼があったときは、社会福祉法人・NPO 法人等に対し、様式 4 又は様式 6 により速やかに交付決定の通知を行うものとする。

(変更申請手続)

8 (略)

(標準処理期間)

9 (略)

(交付決定の通知)

10(1) 市町村に対して行う場合
(略)

(2) 都道府県に対して行う場合
(略)

(交付決定に対する不服) 11 (略) (実績報告) 12 この補助金の事業実績の報告は、次により行うものとする。 ただし、被災したこどもの居場所づくり支援の場合は、(3)に定めるところにより行うものとする。 (1) 市町村が行う場合 (略) (2) 都道府県が行う場合 (略) (3) 被災したこどもの居場所づくり支援の場合 ① 熊本県が申請を行う場合 熊本県知事は、事業の完了した日から起算して1月を経過した日(6のウにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日までのいずれか早い日までに、様式7による報告書をこども家庭庁長官に提出するものとする。 ② 市町村、社会福祉法人・NPO法人等が申請を行う場合 ア 市町村長、社会福祉法人・NPO法人等の長は、熊本県知事が別に定める日までに様式7による報告書を熊本県知事に提出するものとする。 イ 熊本県知事は、市町村長、社会福祉法人・NPO法人等からアの申請書の提出があった場合には、これを取りまとめの上、事業の完了した日から起算して1月を経過した日(6のウにより事業の中止又は廃止の承認	(交付決定に対する不服) 11 (略) (実績報告) 12 この補助金の事業実績の報告は、次により行うものとする。 (1) 市町村が行う場合 (略) (2) 都道府県が行う場合 (略)
---	--

を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から 1 月を経過した日) 又は翌年度 4 月 10 日までのいずれか早い日までに、様式 8 と併せてこども家庭庁長官に提出するものとする。

(補助金の額の確定の通知)

13 交付額の確定の通知は次により行うものとする。

(1) 市町村に対して行う場合

(略)

(2) 都道府県に対して行う場合

(略)

(3) 社会福祉法人・NPO 法人等に対して行う場合

熊本県知事は、社会福祉法人・NPO 法人等に係る補助金について、こども家庭庁長官から交付額の確定通知依頼があったときは、社会福祉法人・NPO 法人等に対し、様式 9 により速やかに確定の通知を行うものとする。

(補助金の返還)

14 (略)

(その他)

15 (略)

(補助金の額の確定の通知)

13 交付額の確定の通知は次により行うものとする。

(1) 市町村に対して行う場合

(略)

(2) 都道府県に対して行う場合

(略)

(補助金の返還)

14 (略)

(その他)

15 (略)

様式 1

令和※年度こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費国庫補助金調書

都道府県・市町村 名

国		補助率	地 方 公 共 団 体						備 考	
			歳 入	歳 出						
				科 目	予 算 現 額	収 入 済 額	科 目	予 算 現 額		うち国庫補助金相当額
歳 出 予 算 科 目	交 付 決 定 額			円	円		円	円	円	
	円	1/2								

〔記載上の注意〕

- 「科目」は、国の歳出予算科目の区分に対応する部分まで区分して記載すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記載すること。
なお、歳出にあつては、前記1、国の歳出予算科目欄において交付決定通知書に示した事業費区分を記載する場合において、これに対する経費が目の内取にかみるときは、当該経費を目の内取として記入すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

様式 1

令和 年度こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費国庫補助金調書

地方公共団体名又は法人名

国		補助率	地 方 公 共 団 体						備 考	
			歳 入		歳 出					
歳 出 予 算 科 目	交 付 決 定 額		科 目	予 算 現 額	収 入 済 額	科 目	予 算 現 額	うち国庫補助金相当額	支出済額のうち国庫補助金相当額	
	円			円	円		円	円	円	
		1/2								

〔記載上の注意〕

- 「科目」は、国の歳出予算科目の区分に対応する部分まで区分して記載すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記載すること。
なお、歳出にあつては、前記1、国の歳出予算科目欄において交付決定通知書に示した事業費区分を記載する場合において、これに対する経費が目の内取にかみるときは、当該経費を目の内取として記入すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

様式2

(文書番号)
令和※年※月※日

こども家庭庁長官 殿

都 道 府 県 知 事
市 町 村 長
一 部 事 務 組 合 の 管 理 者
広 域 連 合 の 長
社会福祉法人・NPO 法人等の長

令和※年度 こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業
費国庫補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

記

1 国庫補助金交付申請額 金 円

2 添付書類

(1) 令和※年度こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費
国庫補助金所要額調書(様式2-1)

(2) 令和※年度こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費
国庫補助金内訳書(様式2-2)

(3) 歳入歳出予算(見込)書抄本

(注) 予算(見込)書には、当該事業に係る経費である旨を関係部分に付記すること。

(4) その他(事業内容等について参考となる資料)

(注) 添付書類(4)は、既に提出したものから変更等が無ければ、提出不要

様式2

(文書番号)
令和※年※月※日

こども家庭庁長官 殿

都 道 府 県 知 事
市 町 村 長
一 部 事 務 組 合 の 管 理 者
広 域 連 合 の 長

令和※年度 こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業
費国庫補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

記

1 国庫補助金交付申請額 金 円

2 添付書類

(1) 令和※年度こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費
国庫補助金所要額調書(様式2-1)

(2) 令和※年度こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費
国庫補助金内訳書(様式2-2)

(3) 歳入歳出予算(見込)書抄本

(注) 予算(見込)書には、当該事業に係る経費である旨を関係部分に付記すること。

(4) その他(事業内容等について参考となる資料)

(注) 添付書類(4)は、既に提出したものから変更等が無ければ、提出不要

令和※年度子どもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費国庫補助金 所要額調書

地方公共団体名

(単位：円)

事業区分	総事業費	寄付金 その他の 収入予定額	差引額 (A-B)	対象経費 支出予定額	基準額	運定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	備考
子どもの居場所づくりコー ディネーターの配置	A	B	C	D	E	F	G	H	
			0			0	0		1/2 0
子どもの居場所立ち上げ支援			0			0	0		1/2 0

総計								0	
----	--	--	--	--	--	--	--	---	--

(注1) F欄には、C欄、D欄及びE欄の額を比較して、最も少ない方の額を記入すること。
(注2) G欄には、F欄の額を記入すること。
(注3) H欄は、各事業ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて記入すること。

令和 年度子どもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費国庫補助金 所要額調書

地方公共団体名又は法人名

(単位：円)

事業区分	総事業費	寄付金 その他の 収入予定額	差引額 (A-B)	対象経費 支出予定額	基準額	運定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	備考
子どもの居場所づくりコー ディネーターの配置	A	B	C	D	E	F	G	H	
			0			0	0		1/2 0
子どもの居場所立ち上げ支援			0			0	0		1/2 0
被災した子どもの居場所づく り支援			0			0	0		10/10 0

総計								0	
----	--	--	--	--	--	--	--	---	--

(注1) D欄には、A欄に記入した金額のうち、本事業の対象経費として認めないものがある場合には、それを除いた金額を記入すること。(なければF欄と同額)
(注2) F欄には、C欄、D欄及びE欄の額を比較して、最も少ない方の額を記入すること。 ※ A・B・D・E欄が正しく入力されれば、自動的に入力されます。
(注3) G欄には、F欄の額を記入すること。 ※ A・B・D・E欄が正しく入力されれば、自動的に入力されます。
(注4) H欄は、各事業ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて記入すること。 ※ A・B・D・E欄が正しく入力されれば、自動的に入力されます。

様式 2-2

令和 年度子どもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費国庫補助金 内訳書

地方公共団体名又は法人名

(1) 対象経費支出予定額の内訳 (単位: 円)

事業区分	経費区分	対象経費 支出予定額	積算内訳	備考
子どもの居場所づくりコーディネーターの配置	例) 報償費 旅 費 消耗品費 〇〇〇 ・			事業実施計画書を添付すること
配置人数 人	合 計			
子どもの居場所立ち上げ支援	例) 補助金 負担金 ・			
立ち上げ箇所数 箇所	合 計			
被災した子どもの居場所づくり支援	例) 報償費 旅 費 消耗品費 〇〇〇 ・			
箇所数 箇所	合 計			

(2) 寄付金その他の収入等の内訳

事業区分	収入区分	収入等予定額	積算内訳	備考
子どもの居場所づくりコーディネーターの配置	寄付金			
	その他の収入			
	合 計			
子どもの居場所立ち上げ支援	寄付金			
	その他の収入			
	合 計			
被災した子どもの居場所づくり支援	寄付金			
	その他の収入			
	合 計			

(注1) 「子どもの居場所づくりコーディネーターの配置」のA欄には、「コーディネーターの配置人数」を記入すること。

「子どもの居場所立ち上げ支援」のA欄には、「居場所の箇所数」を記入すること。

(注2) 対象経費支出予定額については、補助金対象経費のみ記入すること。

(注3) 寄付金その他の収入等については、使途を本事業に限って受けている場合にのみ記入すること。

様式 2-2

令和※年度子どもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費国庫補助金 内訳書

地方公共団体名

(1) 対象経費支出予定額の内訳 (単位: 円)

事業区分	経費区分	対象経費 支出予定額	積算内訳	備考
子どもの居場所づくりコーディネーターの配置	例) 報償費 旅 費 消耗品費 〇〇〇 ・			事業実施計画書を添付すること
配置人数 人	合 計			
子どもの居場所立ち上げ支援	例) 補助金 負担金 ・			
立ち上げ箇所数 箇所	合 計			

(2) 寄付金その他の収入等の内訳

事業区分	収入区分	収入等予定額	積算内訳	備考
子どもの居場所づくりコーディネーターの配置	寄付金			
	その他の収入			
	合 計			
子どもの居場所立ち上げ支援	寄付金			
	その他の収入			
	合 計			

(注1) 「子どもの居場所づくりコーディネーターの配置」のA欄には、「コーディネーターの配置人数」を記入すること。

「子どもの居場所立ち上げ支援」のA欄には、「居場所の箇所数」を記入すること。

(注2) 対象経費支出予定額については、補助金対象経費のみ記入すること。

(注3) 寄付金その他の収入等については、使途を本事業に限って受けている場合にのみ記入すること。

様式 2 - 2 別添

事業実施計画書

地方公共団体名又は法人名

事業の内容

①事業名	
②国庫補助所要額 (様式 2 - 1 の H 欄の額)	千円
③事業実施予定期間	(元号) 年 月 日 から (元号) 年 月 日 まで
④事業実施目的	
⑤事業内容	
⑥事業の効果及び 活用方法	

(注)

- ①は、具体的な事業名を記載すること。
- ⑤は、実施する事業の事業項目、客体、事業の実施方式等を具体的かつ詳細に記入すること。
当該欄に記入困難な場合は、任意様式で提出することも可。また、事業の実施に当たって参考となる資料があれば添付すること。
- ⑥は、実施する事業の効果と活用方法を具体的に記入すること。

様式 2 - 2 別添

事業実施計画書

地方公共団体名

事業の内容

①事業名	
②国庫補助所要額 (様式 2 - 1 の H 欄の額)	千円
③事業実施予定期間	(元号) 年 月 日 から (元号) 年 月 日 まで
④事業実施目的	
⑤事業内容	
⑥事業の効果及び 活用方法	

(注)

- ①は、具体的な事業名を記載すること。
- ⑤は、実施する事業の事業項目、客体、事業の実施方式等を具体的かつ詳細に記入すること。
当該欄に記入困難な場合は、任意様式で提出することも可。また、事業の実施に当たって参考となる資料があれば添付すること。
- ⑥は、実施する事業の効果と活用方法を具体的に記入すること。

様式3（東京都以外）

（文書番号）
令和※年※月※日

こども家庭庁長官 殿

道府県知事

令和※年度こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費
国庫補助金の【交付・変更交付】申請書の提出について

標記について、別添のとおり市町村の申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので提出する。

（添付資料）

- 1 令和※年度こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費
国庫補助金所要額市区町村別内訳書（様式3－1）
- 2 令和※年度こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費
国庫補助金【交付・変更交付】申請書 ●●市長村外 ※市町村分

（施行注意）

（注） 【 】内の字句は、申請書類に合わせ使用するものとする。

様式3（東京都以外）

（文書番号）
令和※年※月※日

こども家庭庁長官 殿

道府県知事

令和※年度こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費
国庫補助金の【交付・変更交付】申請書の提出について

標記について、別添のとおり市町村の申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので提出する。

（添付資料）

- 1 令和※年度こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費
国庫補助金所要額市区町村別内訳書（様式3－1）
- 2 令和※年度こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費
国庫補助金【交付・変更交付】申請書 ●●市長村外 ※市町村分

（施行注意）

（注） 【 】内の字句は、申請書類に合わせ使用するものとする。

様式3（東京都）

（文書番号）
令和※年※月※日

こども家庭庁長官 殿

東京都知事

令和※年度こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費
国庫補助金の【交付・変更交付】申請書の提出について

標記について、別添のとおり市区町村の申請書を受理したので提出する。

（添付資料）

- 1 令和※年度こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費
国庫補助金所要額市区町村別内訳書（様式3-1）
- 2 令和※年度こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費
国庫補助金【交付・変更交付】申請書 ●●市区町村外 ※市区町村分

（施行注意）

（注） 【 】内の字句は、申請書類に合わせ使用するものとする。

様式3（東京都）

（文書番号）
令和※年※月※日

こども家庭庁長官 殿

東京都知事

令和※年度こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費
国庫補助金の【交付・変更交付】申請書の提出について

標記について、別添のとおり市区町村の申請書を受理したので提出する。

（添付資料）

- 1 令和※年度こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費
国庫補助金所要額市区町村別内訳書（様式3-1）
- 2 令和※年度こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費
国庫補助金【交付・変更交付】申請書 ●●市区町村外 ※市区町村分

（施行注意）

（注） 【 】内の字句は、申請書類に合わせ使用するものとする。

様式3-1
令和※年度こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費国庫補助
金所要額市区町村別内訳書

都道府県名 _____

	地方公共団体コード (6桁)	市区町村名	国庫補助所要額		合計
			こどもの居場所づくり コーディネーターの配 置	こどもの居場所立ち上 げ支援	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
合計 (_____)					

様式3-1
令和 年度こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費国庫補助金
所要額市区町村別内訳書

都道府県名 _____

	地方公共団体コード (6桁)	市区町村名	国庫補助所要額		合計
			こどもの居場所づくり コーディネーターの配 置	こどもの居場所立ち上 げ支援	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
合計 (_____)					

様式 4

(文 書 番 号)

令和※年度こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費国庫補助金
交付決定通知書

(地方公共団体名又は法人名)

令和※年※月※日(文書番号)で申請のあった令和※年度こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費国庫補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条第1項の規定に基づき、次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定に基づき通知する。

令和※年※月※日

都道府県知事

- 1 補助金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、令和※年※月※日(文書番号)で申請のあった事業とし申請書記載のとおりとする。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費 金*****円
補助金の額 金*****円

- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の区分は、次のとおりである。

事業	事業に要する経費	補助金の額
こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業		
こどもの居場所づくりコーディネーターの配置	金*****円	金*****円
こどもの居場所立上げ支援	金*****円	金*****円
被災したこどもの居場所づくり支援	金*****円	金*****円
計	金*****円	金*****円

- 4 補助金の額の確定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行うものである。
- 5 この補助金は、交付要綱の6に掲げる事項を条件として交付するものである。
- 6 事業に係る実績報告は、交付要綱の12に定めるところにより行わなければならない。
- 7 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和※年※月※日とする。

様式 4

(文 書 番 号)

令和※年度こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費国庫補助金
交付決定通知書

(市区町村名)

令和※年※月※日(文書番号)で申請のあった令和※年度こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費国庫補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条第1項の規定に基づき、次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定に基づき通知する。

令和※年※月※日

都道府県知事

- 1 補助金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、令和※年※月※日(文書番号)で申請のあった事業とし申請書記載のとおりとする。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費 金*****円
補助金の額 金*****円

- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の区分は、次のとおりである。

事業	事業に要する経費	補助金の額
こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業		
こどもの居場所づくりコーディネーターの配置	金*****円	金*****円
こどもの居場所立上げ支援	金*****円	金*****円
計	金*****円	金*****円

- 4 補助金の額の確定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行うものである。
- 5 この補助金は、交付要綱の6に掲げる事項を条件として交付するものである。
- 6 事業に係る実績報告は、交付要綱の12に定めるところにより行わなければならない。
- 7 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和※年※月※日とする。

様式 5

(文 書 番 号)
令和※年※月※日

こども家庭庁長官 殿

都 道 府 県 知 事
市 町 村 長
一 部 事 務 組 合 の 管 理 者
広 域 連 合 の 長
社会福祉法人・NPO 法人等の長

令和※年度こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費
国庫補助金の変更交付申請について

令和※年※※月※※日<発番>をもって交付決定を受けた標記補助金について、次のとおり事業内容を変更したいので関係書類を添えて申請する。

記

1 今回追加交付（一部取消）申請額 金 円
〔 内訳 国庫補助金既交付決定額 金 円 〕
変更後国庫補助金所要額 金 円

2 変更を必要とする理由

3 添付書類

(1) 令和※年度こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費
国庫補助金所要額調書（様式 5－1）

(2) 令和※年度こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費
国庫補助金内訳書（様式 2－2 に準じ作成すること）

(3) 歳入歳出予算（見込）書抄本
（注）予算（見込）書には、当該事業に係る経費である旨を関係部分に付記すること。

(4) その他（事業内容等について参考となる資料）

（注）添付書類(4)は、申請時から変更等が無ければ、提出することを要しない。

様式 5

(文 書 番 号)
令和※年※月※日

こども家庭庁長官 殿

都 道 府 県 知 事
市 町 村 長
一 部 事 務 組 合 の 管 理 者
広 域 連 合 の 長

令和※年度こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費
国庫補助金の変更交付申請について

令和※年※※月※※日<発番>をもって交付決定を受けた標記補助金について、次のとおり事業内容を変更したいので関係書類を添えて申請する。

記

1 今回追加交付（一部取消）申請額 金 円
〔 内訳 国庫補助金既交付決定額 金 円 〕
変更後国庫補助金所要額 金 円

2 変更を必要とする理由

3 添付書類

(1) 令和※年度こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費
国庫補助金所要額調書（様式 5－1）

(2) 令和※年度こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費
国庫補助金内訳書（様式 2－2 に準じ作成すること）

(3) 歳入歳出予算（見込）書抄本
（注）予算（見込）書には、当該事業に係る経費である旨を関係部分に付記すること。

(4) その他（事業内容等について参考となる資料）

（注）添付書類(4)は、申請時から変更等が無ければ、提出することを要しない。

令和※年度 子どもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費国庫補助金 所要額調査

地方公共団体名

事業区分	総事業費	寄付金 その他の 収入予定額	差引額 (A-B)	対象経費 支出予定額	基準額	選定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	既交付 決定額	差引額 (一部取崩) 申請額 (H-I)	備考
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	
子どもの居場所づくりコーディネーターの配置	変更前		0			0	0	1/2	0		
	変更後		0			0	0	0		0	
								1/2			
子どもの居場所立ち上げ支援	変更前		0			0	0	0			
	変更後		0			0	0	0		0	
			0			0	0	0			
総計	変更前						0	0	0	0	
	変更後						0	0	0	0	

(注1) F欄には、C欄、D欄及びE欄の額を比較して、最も少ない方の額を記入すること。

(注2) G欄には、F欄の額を記入すること。

令和 年度 子どもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費国庫補助金 所要額調査

地方公共団体名又は法人名

事業区分	総事業費	寄付金 その他の 収入予定額	差引額 (A-B)	対象経費 支出予定額	基準額	選定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	既交付 決定額	差引額 (一部取崩) 申請額 (H-I)	備考
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	
子どもの居場所づくりコーディネーターの配置	変更前		0			0	0	1/2			
	変更後		0			0	0	0		0	
								1/2			
子どもの居場所立ち上げ支援	変更前		0			0	0	0			
	変更後		0			0	0	0		0	
								10/10			
増減した子どもの居場所づくり支援	変更前		0			0	0	0			
	変更後						0	0		0	
総計	変更前						0	0	0	0	
	変更後						0	0	0	0	

(注1) D欄には、A欄に記入した金額のうち、本事業の対象経費として認めないものがある場合には、それを除いた金額を記入すること。
(注2) F欄には、A欄、D欄及びE欄の額を比較して、最も少ない方の額を記入すること。
(注3) G欄には、C欄、D欄及びE欄の額を比較して、最も少ない方の額を記入すること。
(注4) H欄は、各事業ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて記入すること。
(注5) I欄は、A・B・D・E欄が正しく入力されれば、自動的に入力されます。
(注6) J欄は、H-Iの差額を記入すること。

様式 6

(文 書 番 号)

令和※年度こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費国庫補助金
変更交付決定通知書

(地方公共団体名又は法人名)

令和※年※月※日(文書番号)で事業の内容の変更申請のあった令和※年度こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費国庫補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条第1項の規定に基づき、令和※年※月※日(文書番号)の交付決定を次のとおり変更交付することに決定されたので、同法第8条の規定に基づき通知する。

令和※年※月※日

都道府県知事

- 1 補助金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、令和※年※月※日(文書番号)で変更申請のあった事業とし申請書記載のとおりとする。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりである。
- | | |
|-----------|----------|
| 事業に要する経費 | 金*****円 |
| (うち今回増減額) | 金*****円) |
| 補助金の額 | 金*****円 |
| (うち今回増減額) | 金*****円) |

- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の区分は、次のとおりである。

事 業	事業に要する経費	補助金の額
こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業		
こどもの居場所づくりコーディネーターの配置	金*****円	金*****円
うち今回増減額	金*****円	金*****円
こどもの居場所立上げ支援	金*****円	金*****円
うち今回増減額	金*****円	金*****円
被災したこどもの居場所づくり支援	金*****円	金*****円
うち今回増減額	金*****円	金*****円
計	金*****円	金*****円
うち今回増減額	金*****円	金*****円

- 4 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和※年※月※日とする。

様式 6

(文 書 番 号)

令和※年度こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費国庫補助金
変更交付決定通知書

(市区町村名)

令和※年※月※日(文書番号)で事業の内容の変更申請のあった令和※年度こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費国庫補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条第1項の規定に基づき、令和※年※月※日(文書番号)の交付決定を次のとおり変更交付することに決定されたので、同法第8条の規定に基づき通知する。

令和※年※月※日

都道府県知事

- 1 補助金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、令和※年※月※日(文書番号)で変更申請のあった事業とし申請書記載のとおりとする。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりである。
- | | |
|-----------|----------|
| 事業に要する経費 | 金*****円 |
| (うち今回増減額) | 金*****円) |
| 補助金の額 | 金*****円 |
| (うち今回増減額) | 金*****円) |

- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の区分は、次のとおりである。

事 業	事業に要する経費	補助金の額
こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業		
こどもの居場所づくりコーディネーターの配置	金*****円	金*****円
うち今回増減額	金*****円	金*****円
こどもの居場所立上げ支援	金*****円	金*****円
うち今回増減額	金*****円	金*****円
計	金*****円	金*****円
うち今回増減額	金*****円	金*****円

- 4 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和※年※月※日とする。

様式7

(文書番号)
令和※年※月※日

こども家庭庁長官 殿

都 道 府 県 知 事
市 町 村 長
一 部 事 務 組 合 の 管 理 者
広 域 連 合 の 長
社会福祉法人・NPO 法人等の長

令和※年度こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費国庫補助金の事業実績報告について

令和 年 月 日<発番>で交付決定を受けた標記補助金に係る事業実績報告について、下記の関係書類を添えて報告する。

記

- 1 国庫補助金精算額 金 円
- 2 添付書類
- (1) 令和※年度こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費国庫補助金精算書(様式7-1)
- (2) 令和※年度こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費国庫補助金事業精算内訳書(様式7-2)
- (3) 歳入歳出決算(見込)書抄本
(注) 決算(見込)書には、当該事業に係る経費である旨を関係部分に付記すること。

様式7

(文書番号)
令和※年※月※日

こども家庭庁長官 殿

都 道 府 県 知 事
市 町 村 長
一 部 事 務 組 合 の 管 理 者
広 域 連 合 の 長

令和※年度こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費国庫補助金の事業実績報告について

令和 年 月 日<発番>で交付決定を受けた標記補助金に係る事業実績報告について、下記の関係書類を添えて報告する。

記

- 1 国庫補助金精算額 金 円
- 2 添付書類
- (1) 令和※年度こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費国庫補助金精算書(様式7-1)
- (2) 令和※年度こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費国庫補助金事業精算内訳書(様式7-2)
- (3) 歳入歳出決算(見込)書抄本
(注) 決算(見込)書には、当該事業に係る経費である旨を関係部分に付記すること。

令和※年度 子どもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費国庫補助金 精算書

単位：円

事業区分	総事業費	受益者 その他の 収入額	差引額 (A-B)	対象経費 支出額	基準額	運送額	国庫補助 基本額	国庫補助 所定額	国庫補助金 交付決定額	国庫補助金 受入額	差引 補助交付額 (E-G)	備考
子どもの居場所づくりコー ディネーターの配置	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	
			0			0	0	1/2	0		0	
子どもの居場所立ち上げ支援			0				0	1/2	0		0	
合計							0	0	0	0	0	

(注1) 1欄には、G欄・J欄及びK欄の額を合計して、算出しないの欄を記入すること。
(注2) G欄には、F欄の額を記入すること。
(注3) J欄は、各事業ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて記入すること。

令和 年度 子どもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費国庫補助金 精算書

単位：円

事業区分	総事業費	受益者 その他の 収入額	差引額 (A-B)	対象経費 支出額	基準額	運送額	国庫補助 基本額	国庫補助 所定額	国庫補助金 交付決定額	国庫補助金 受入額	差引 補助交付額 (E-G)	備考
子どもの居場所づくりコー ディネーターの配置	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	
			0			0	0	1/2	0		0	
子どもの居場所立ち上げ支援			0			0	0	1/2	0		0	
合計			0			0	0	10/10	0		0	

(注1) 1欄には、A欄・B欄・C欄・D欄・E欄・F欄・G欄・H欄・I欄・J欄・K欄の額を合計して、算出しないの欄を記入すること。
(注2) G欄には、F欄の額を記入すること。第 A・B・D・E 欄が生じていない場合は、自動的に 0 とされる。
(注3) J欄は、各事業ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて記入すること。第 A・B・D・E 欄が生じていない場合は、自動的に 0 とされる。

様式7-2

令和年 度こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費国庫補助金 事業清算内訳書

地方公共団体名又は法人名

(1) 対象経費支出予定額の内訳

(単位：円)

事業区分	経費区分	対象経費 支出予定額	積算内訳	備考
こどもの居場所づくりコーディネーターの配置	例) 報償費 旅 費 消耗品費 〇〇〇 ・			事業実施計画書を添付すること
配置人数 _____ 人	合 計			
こどもの居場所立ち上げ支援	例) 補助金 負担金 ・			
立ち上げ箇所数 _____ か所	合 計			
被災したこどもの居場所づくり支援	例) 報償費 旅 費 消耗品費 〇〇〇 ・			
箇所数 _____ か所	合 計			

(2) 寄付金その他の収入等の内訳

事業区分	収入区分	収入等予定額	積算内訳	備考
こどもの居場所づくりコーディネーターの配置	寄付金			
	その他の収入			
	合 計			
こどもの居場所立ち上げ支援	寄付金			
	その他の収入			
	合 計			
被災したこどもの居場所づくり支援	寄付金			
	その他の収入			
	合 計			

(注1) 「こどもの居場所づくりコーディネーターの配置」のA欄には、「コーディネーターの配置人数」を記入すること。

「こどもの居場所立ち上げ支援」のA欄には、「居場所の箇所数」を記入すること。

(注2) 対象経費支出予定額については、補助金対象経費のみ記入すること。

(注3) 寄付金その他の収入等については、使途を本事業に限って受けている場合にのみ記入すること。

様式7-2

令和年※度こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費国庫補助金 事業清算内訳書

地方公共団体名

(1) 対象経費支出予定額の内訳

(単位：円)

事業区分	経費区分	対象経費 支出予定額	積算内訳	備考
こどもの居場所づくりコーディネーターの配置	例) 報償費 旅 費 消耗品費 〇〇〇 ・ ・ ・			事業実施計画書を添付すること
配置人数 _____ 人	合 計			
こどもの居場所立ち上げ支援	例) 補助金 負担金 ・ ・			
立ち上げ箇所数 _____ か所	合 計			

(2) 寄付金その他の収入等の内訳

事業区分	収入区分	収入等予定額	積算内訳	備考
こどもの居場所づくりコーディネーターの配置	寄付金			
	その他の収入			
	合 計			
こどもの居場所立ち上げ支援	寄付金			
	その他の収入			
	合 計			

(注1) 「こどもの居場所づくりコーディネーターの配置」のA欄には、「コーディネーターの配置人数」を記入すること。

「こどもの居場所立ち上げ支援」のA欄には、「居場所の箇所数」を記入すること。

(注2) 対象経費支出予定額については、補助金対象経費のみ記入すること。

(注3) 寄付金その他の収入等については、使途を本事業に限って受けている場合にのみ記入すること。

様式 7－2 別添

実施報告書

地方公共団体名又は法人名

①事業名	
②国庫補助精算額 (様式 7－1 のH欄の額)	千円
③事業実施期間	(元号) 年 月 日 から (元号) 年 月 日 まで
④事業実施目的	
⑤事業内容	
⑥事業の効果	

(注)

- 事業区分ごとに作成すること。
- ①は、具体的な事業名を記載すること。
- ⑤は、実施する事業の事業項目、客体、事業の実施方式（「直営」「委託」の別や、直営の場合は「部署名」、委託の場合は委託先「事業者名」）等を盛り込み、具体的かつ詳細な事業内容を記入すること。
当該欄に記入困難な場合は、任意様式で提出することも可。また、事業の実施に当たって参考となる資料があれば添付すること。
- ⑥は、実施する事業の効果と活用方法を具体的に記入すること。

様式 7－2 別添

実施報告書

地方公共団体名

①事業名	
②国庫補助精算額 (様式 7－1 のH欄の額)	千円
③事業実施期間	(元号) 年 月 日 から (元号) 年 月 日 まで
④事業実施目的	
⑤事業内容	
⑥事業の効果	

(注)

- 事業区分ごとに作成すること。
- ①は、具体的な事業名を記載すること。
- ⑤は、実施する事業の事業項目、客体、事業の実施方式（「直営」「委託」の別や、直営の場合は「部署名」、委託の場合は委託先「事業者名」）等を盛り込み、具体的かつ詳細な事業内容を記入すること。
当該欄に記入困難な場合は、任意様式で提出することも可。また、事業の実施に当たって参考となる資料があれば添付すること。
- ⑥は、実施する事業の効果と活用方法を具体的に記入すること。

様式 8（東京都以外）

（文 書 番 号）
令和※年※月※日

こども家庭庁長官 殿

道 府 県 知 事

令和※年度こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費
国庫補助金の事業実績報告書の提出について

標記について、別添のとおり市町村等の事業実績報告書を受理し、その内容を審査した
結果適正と認められるので提出する。

（添付資料）

- 1 令和※年度こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費
国庫補助金精算額市区町村別内訳書（様式 8－1）
- 2 令和※年度こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費
国庫補助金事業実績報告書 ●●市町村 外 ※市町村等分

様式 8（東京都以外）

（文 書 番 号）
令和※年※月※日

こども家庭庁長官 殿

道 府 県 知 事

令和※年度こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費
国庫補助金の事業実績報告書の提出について

標記について、別添のとおり市町村の事業実績報告書を受理し、その内容を審査した結
果適正と認められるので提出する。

（添付資料）

- 1 令和※年度こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費
国庫補助金精算額市区町村別内訳書（様式 8－1）
- 2 令和※年度こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費
国庫補助金事業実績報告書 ●●市区長村外 ※市町村分

様式 8（東京都）

（文 書 番 号）
令和※年※月※日

こども家庭庁長官 殿

東 京 都 知 事

令和※年度こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費
国庫補助金の事業実績報告書の提出について

標記について、別添のとおり市区町村の事業実績報告書を受理したので提出する。

（添付資料）

- 1 令和※年度こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費
国庫補助金精算額市区町村別内訳書 （様式 8－1）
- 2 令和※年度こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費
国庫補助金事業実績報告書 ●●市区町村 外 ※市町村分

様式 8（東京都）

（文 書 番 号）
令和※年※月※日

こども家庭庁長官 殿

東 京 都 知 事

令和※年度こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費
国庫補助金の事業実績報告書の提出について

標記について、別添のとおり市区町村の事業実績報告書を受理したので提出する。

（添付資料）

- 1 令和※年度こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費
国庫補助金精算額市区町村別内訳書 （様式 8－1）
- 2 令和※年度こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費
国庫補助金事業実績報告書 ●●市区長村外 ※市町村分

様式 8-1

令和※年度こどもの居場所づくりコデイネーター配置等支援事業費国庫補助
金精算額市区町村別内訳書

都道府県名

(單位円)

		国庫補助所要額		
地方公共団体コード (6桁)	市区町村名	こどもの居場所づくり コードとネーターの配 置	こどもの居場所立ち上 げ支援	合計
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
合計				

様式8-1

令和 年度こどもの居場所づくりコーナー配置等支援事業費国庫補助金
精算額市区町村別内訳書

地方公共団体名又は法人名

(単位円)

国庫補助所要額					
地方公共団体コード (6桁)	市区町村名	こどもの居場所づくり コーディネーターの配 置	こどもの居場所立ち上 げ支援	被災したこどもの居場所 づくり支援	合計
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
計（					

様式 9

(文 書 番 号)

令和※年度こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費
国庫補助金交付額確定通知書

(地方公共団体名又は法人名)

令和※年※月※日（発番）で交付決定通知を行った令和※年度こどもの居場所づくり
コーディネーター配置等支援事業費国庫補助金については、令和※年※月※日（文書番号）
の事業実績報告に基づき、交付額が金※※※※※※※円に確定されたので通知する。

【なお、超過交付となった金※※※※※※※円については、補助金等に係る予算の執行の
適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 18 条第 2 項の規定により、令和※年※
月※日までに返還することを命ぜられたので通知する。】

令和※年※月※日

都道府県知事

(施行注意)

(注) 【 】 内の字句は返還が生じた市町村においてのみ使用するものとする。

様式 9

(文 書 番 号)

令和※年度こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費
国庫補助金交付額確定通知書

(市区町村名)

令和※年※月※日（発番）で交付決定通知を行った令和※年度こどもの居場所づくりコ
ーディネーター配置等支援事業費国庫補助金については、令和※年※月※日（文書番号）
の事業実績報告に基づき、交付額が金※※※※※※※円に確定されたので通知する。

【なお、超過交付となった金※※※※※※※円については、補助金等に係る予算の執行の
適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 18 条第 2 項の規定により、令和※年※
月※日までに返還することを命ぜられたので通知する。】

令和※年※月※日

都道府県知事

(施行注意)

(注) 【 】 内の字句は返還が生じた市町村においてのみ使用するものとする。

様式 10

(文 書 番 号)
令和※年※月※日

こども家庭庁長官 殿

都 道 府 県 知 事
市 町 村 長
一 部 事 務 組 合 の 管 理 者
広 域 連 合 の 長
社会福祉法人・NPO 法人等の長

令和※年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和※年※月※日<発番>により交付決定があった令和※年度こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費国庫補助金について、令和※年度こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費国庫補助金交付要綱 6 のケの規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 15 条に基づく額の確定額又は事業実績報告による精算額
金 _____ 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額(要国庫補助金等返還相当額)
金 _____ 円
- 3 添 付 書 類
記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

様式 10

(文 書 番 号)
令和※年※月※日

こども家庭庁長官 殿

都 道 府 県 知 事
市 町 村 長
一 部 事 務 組 合 の 管 理 者
広 域 連 合 の 長

令和※年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和※年※月※日<発番>により交付決定があった令和※年度こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費国庫補助金について、令和※年度こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費国庫補助金交付要綱 6 のケの規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 15 条に基づく額の確定額又は事業実績報告による精算額
金 _____ 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額(要国庫補助金等返還相当額)
金 _____ 円
- 3 添 付 書 類
記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。